

返還金規定について

※当社の紹介により就職した者が一定期間内に就職者本人の事由により離職した
ことその他これに準ずる事由があった場合に、紹介手数料から次に定める金
額を求人者に返還するものとする。

- ① 1ヶ月以内の退職（お一人あたり） 手数料合計金額の 80%
- ② 3ヶ月以内の退職（お一人あたり） 手数料合計金額の 50%
- ③ 6ヶ月以内の退職（お一人あたり） 手数料合計金額の 20%

注）但し、退職事由が会社側の責任に及ぶ場合には、上記の返還金規定は該当
いたしません。

【担当】

朝日キャリアバンク株式会社

〒870-0021

大分県大分市府内町3-4-20 大分恒和ビル2F

（電話）097-513-2111

（FAX）097-513-2266